



ガイドブック

都税

2018

平成30年度版



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



申告と納期のご案内

● 都税・特別区税・国税

月別	都 税	特別区税	国 税
4 月			
5 月	自動車税、鈷区税	軽自動車税	
6 月	固定資産税・都市計画税 第1期	特別区民税 第1期	
7 月			所得税(予定納税) 第1期
8 月	個人の事業税 第1期	特別区民税 第2期	
9 月	固定資産税・都市計画税 第2期		
10 月		特別区民税 第3期	
11 月	個人の事業税 第2期		所得税(予定納税) 第2期
12 月	固定資産税・都市計画税 第3期		
1 月	都民税配当割 (源泉徴収選択口座内配当等) 10日まで 都民税株式等譲渡所得割 10日まで 償却資産の申告、住宅用地の申告 31日まで 認定長期優良住宅減額の申告 31日まで	特別区民税 第4期	
2 月	固定資産税・都市計画税 第4期		贈与税の申告 2月 1日～3月15日 所得税の確定申告 2月16日～3月15日 消費税の確定申告 (個人事業者) 3月31日まで
3 月	個人の事業税の申告 15日まで 事業所税(個人) 15日まで 地方消費税(個人事業者) 31日まで	特別区民税の申告 15日まで	
毎月	都たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 都民税利子割 都民税配当割 10日まで 宿泊税	特別区民税 (給与所得からの特別徴収分) 6月～翌年5月 特別区たばこ税 鈷産税 入湯税	所得税(源泉徴収分) 1月～12月 酒税 国たばこ税・たばこ特別税 揮発油税・地方揮発油税 国際観光旅客税
随時 (一定の期日)	法人の事業税 自動車取得税 法人の都民税 狩猟税 不動産取得税 事業所税(法人) 地方消費税(法人) 自動車税(月割課税分)	特別区民税 (退職所得からの特別徴収分) (公的年金等からの特別徴収分)	法人税 相続税 登録免許税 印紙税 自動車重量税 消費税(法人) 地方法人特別税 地方法人税

- (注1) 申告期限や納期限が土曜日又は休日にあたる時は、休日の翌日とその期限となります。
- (注2) 各市町村の市町村民税、固定資産税・都市計画税の納期等は、95ページをご覧ください。
- (注3) 都民税所得割・均等割については、特別区民税とあわせて徴収しています。
- (注4) 地方消費税の申告は、消費税(国税)の申告とあわせて行います。
- (注5) 所得税又は特別区民税(住民税)の申告をされた方は、個人の事業税の申告は不要です。
- (注6) 地方法人特別税の申告は、法人の事業税の申告とあわせて行います。
- (注7) 特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。
- (注8) 所得税のほかに復興特別所得税が課税されます(82ページ参照)。
- (注9) 国際観光旅客税は平成31年1月7日以後の出国に課税されます。
- (注10) 上記一覧表は、23区内における期限です。

も く じ

私たちと税金 1

あなたの納める都税とそのゆくえ 4

都 税

暮らしと税金

- 個人の都民税・区市町村民税 6
 - * 個人住民税の給与からの特別徴収とは 7
- 都民税利子割 15
- 都民税配当割 16
- 都民税株式等譲渡所得割 17
- 地方消費税（道府県税）・消費税（国税） 18

仕事と税金

- 個人の事業税 19
- 法人の事業税 22
- 地方法人特別税（国税） 25
- 法人の都民税・市町村民税 26
- 事業所税 28
- 鉦区税 30
- 固定資産税（償却資産） 30
 - * 電子申告・電子納税等のご案内 32

不動産と税金

- 不動産取得税 33
 - * 不動産と関係のある税金 36
- 固定資産税（土地・家屋） 37
- 都市計画税 48
- 特別土地保有税 49

自動車と税金

- 自動車取得税 50
 - * 自動車にかかる税金 50
- 自動車税 51
- 自動車税のグリーン化・自動車取得税の特例措置 53
- 軽油引取税 55
 - * 不正軽油は犯罪です！ 56

レジャーと税金

- ゴルフ場利用税 57
- 狩猟税 57
- 都たばこ税 58
- 宿泊税 59
 - * 東京都税制調査会 59

国 税

- 所得税 60
- 法人税 62
- 地方法人税 62
- 贈与税 63
- 相続税 65
- 自動車重量税 66
- 登録免許税 67

区市町村税のあらまし

- 個人住民税（区市町村民税） 68
- 法人住民税（市町村民税） 68
- 軽自動車税 68
- 入湯税 68

納税と課税について

- 納税と課税について 69

都税に関する証明等の手続きについて

- 納税証明書を取得するには 76
- 評価証明書等の発行・閲覧を申請するには 77
 - * 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について 80

平成30年度地方税制改正等のあらまし

- 平成30年度 地方税制の改正（概要） 81
- 東日本大震災からの復興財源を確保するための税制措置 82

所管都税事務所等一覧

- 所管都税事務所等一覧 83

官公庁のご案内

- 都税事務所・都税支所 84
- 都税総合事務センター・自動車税事務所・支庁（島しょ） 90
- 区役所・市役所・町村役場 92
- 税務署 93
- 東京法務局（本局・支局・出張所） 94

区市町村民税・固定資産税の納期等

- 区市町村民税・固定資産税の納期等 95

税金に関するご相談は

- 税金に関するご相談は 96

区市町村税のあらまし
私たちと税金

あなたの納める都税とそのゆくえ
納税と課税について

都税に関する証明等の手続きについて
暮らしと税金

平成30年度地方税制改正等のあらまし
仕事と税金

所管都税事務所等一覧
不動産と税金

官公庁のご案内
自動車と税金

区市町村民税・固定資産税の納期等
レジャーと税金

税金に関するご相談は
国 税

私たちと税金

税金とは

国や地方自治体の仕事は、私たちの日常生活に様々なかかわりを持っています。

国は、外交や司法をはじめ、産業や経済など、全国的見地から行う仕事を分担しています。一方、地方自治体は私たちの地域社会に密着した教育、保健衛生、都市の整備、上下水道、警察・消防など、福祉や生活環境を中心とした仕事を分担しています。

私たちはこれらの公共の仕事に必要な経費を「税金」という形で負担しています。

つまり、「税金」とは「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなものといえます。

法律に基づいて納める税金

日本国憲法は、第30条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定するとともに、第84条に「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定しています。私たちが納める税金は、私たちが選んだ代表による議会で定める法律や条例によってのみ課されるということを保障したものです。

このことを「租税法律主義」といいます。

税金の約束ごと

税に関する法律や条例では、次の5つの大切な要素が定められています。

課税主体	課税権に基づいて税金を課し、徴収する主体となるもの（国、都道府県、区市町村など）
課税客体	税金がかかる対象となる物、行為又は事実等
納税義務者	納税義務があると定められた個人又は法人
課税標準	課税客体を具体的に数量又は金額で表したもの
税率	課税標準に対して適用される税額の割合 一定の金額による場合と一定の率による場合があります。 $\boxed{\text{課税標準}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$ ◆税率の種類 ・標準税率……地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率。財政上その他の必要がある場合には、これと異なる税率を定めることができます。 ・制限税率……地方団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率 ・一定税率……地方団体がそれ以外の税率を定めることができない税率 ・任意税率……地方団体が独自に定めることができる税率

このほか、いつ、どのようにして納めるか、また、期限までに納められないときはどうするのかというようなことも定められています。このような事柄は、国民やその地域の住民の総意に基づいた約束ごとといえるでしょう。

税金の種類

税金の分け方と種類は、次のようになっています。

税金の主な分け方	国 税	国に納める税金
	地 方 税	地方自治体に納める税金（道府県税と市町村税とに分かれる。）
	直 接 税	税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金（所得税、住民税など）
	間 接 税	税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金（消費税、たばこ税など）
	普 通 税	一般的な財源に充てられる税金（住民税、固定資産税など）
	目 的 税	特定の用途のみに充てられる税金（事業所税、都市計画税など）

次ページの地方税の中で、■色の税目が都税です。この中には、市町村税のうち、23区内では都税として扱っている税目も含まれています。

これは、通常、市町村の仕事である消防や上下水道などの事務を23区内では都が行っており、その費用に充てるため特別な措置がとられているからです。そして、法人の市町村民税相当分、固定資産税及び特別土地保有税*の3税の収入額の55%は、23区の財源に充てるため、それぞれの区に配分しています。

* 特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。

課税と納税のしくみ

都税を課税し、これを納めていただく方法は、次の4種類に分けられます。

個人の住民税のように、同じ税金でも複数の方法がとられているものもあります。

種 類	方 法	この方法で納める税金
申告納付	納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。	法人の都民税・法人の事業税* ¹ 、自動車取得税、軽油引取税(自己消費分など)、事業所税、都たばこ税、地方消費税* ² 、特別土地保有税* ³
特別徴収(申告納入)	税金を都に代わって徴収する義務を課せられた方(特別徴収義務者)が、納税者から販売代金などと一緒に税金を預かり、この預かった税金を申告して納めます。	個人の住民税(給与所得者など)* ⁴ 、都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽油引取税(元売業者・特約業者の引渡し分)、宿泊税
普通徴収	都税事務所長等が、法律や条例で定められた方法で税額を決定し、その税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書を納税者に送り、それによって納めます。	個人の住民税(個人事業者など)* ⁴ 、個人の事業税、不動産取得税、自動車税(年額課税分)、固定資産税・都市計画税、鉦区税
証紙徴収	申告書などに証紙を貼って納めるか、証紙に代えて現金で納めます。	狩猟税、自動車税(月割課税(新規登録)分)

* 1 地方法人特別税の申告は、法人の事業税の申告とあわせて行います。

* 2 地方消費税の申告は、消費税の申告とあわせて行います。

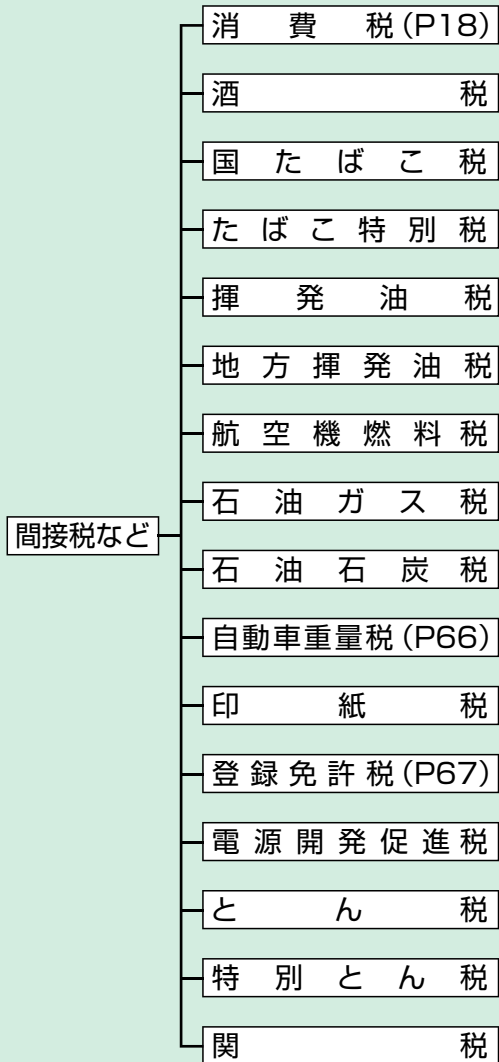
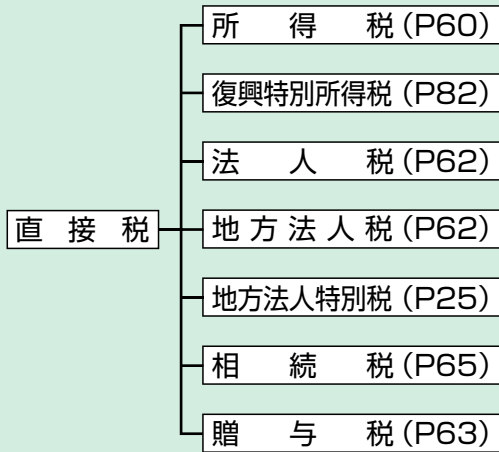
* 3 特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。

* 4 個人の住民税は、都民税と区市町村民税をあわせて、区市町村が賦課・徴収を行っています。

税金の種類

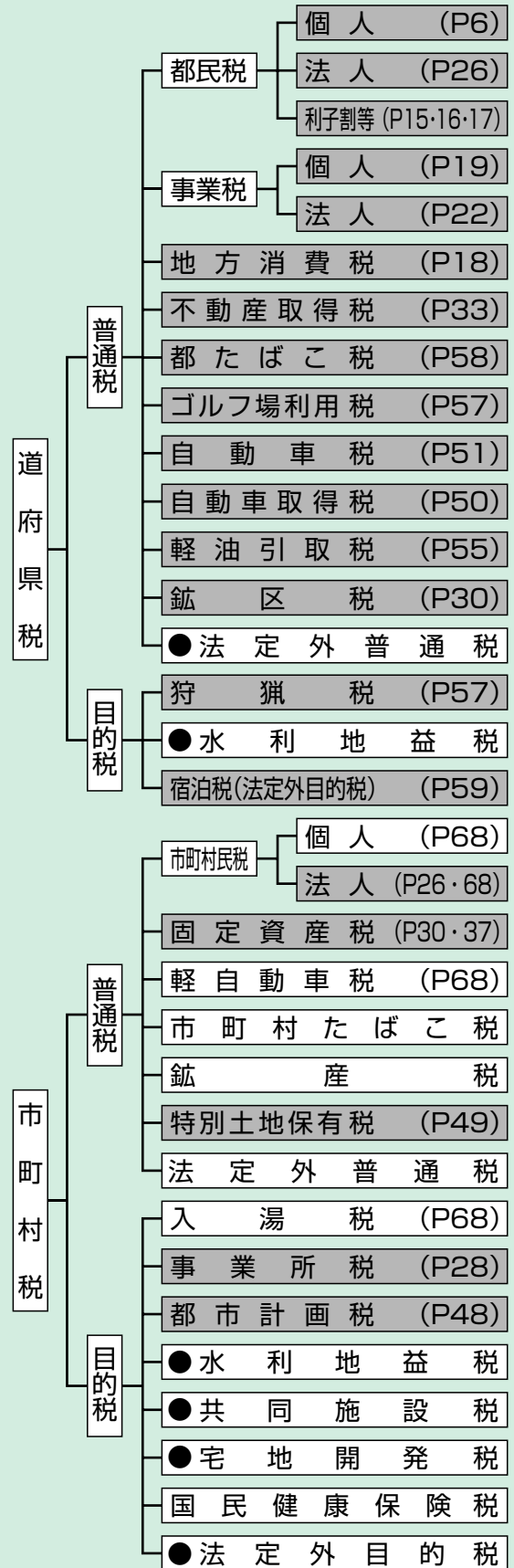
(平成30年4月1日現在)

国 税



(注1) 国際観光旅客税が創設され、平成31年1月7日以後の出国に課税されます。

地方税



(注1) 市町村税中の□色は、23区内では都税です。

●は、都内では課税していません。

(注2) 宿泊税は、都が独自に課税する法定外目的税です。

(注3) 特別土地保有税は、平成15年度以後、新たな課税を停止しています。

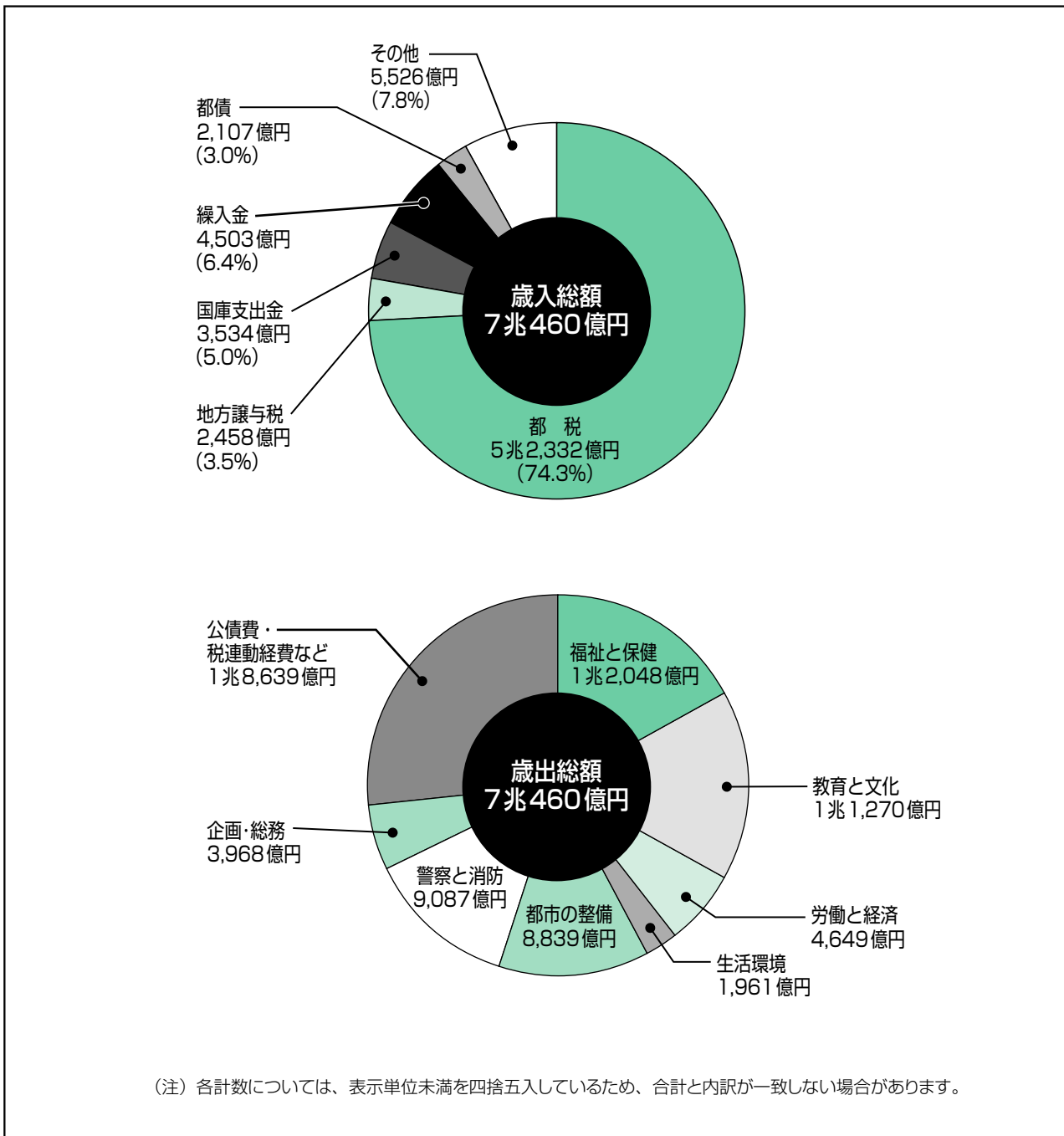
あなたの納める都税とそのゆくえ

都政を支える都税

東京都は、安全・安心・元気な「セーフ シティ」、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」、世界に開かれ成長を続ける「スマート シティ」の3つのシティを実現し、「新しい東京」をつくるために、さまざまな分野にわたってきめ細かな仕事を行っています。これらの経費は、都民のみなさまに納めていただく都税のほか、国庫支出金や都債などでまかなわれています。

平成30年度の一般会計当初予算は7兆460億円で、その74.3%にあたる5兆2,332億円が、みなさまの都税です。

● 平成30年度一般会計当初予算の内訳



● 平成 30 年度都税収入見込額（当初予算）

